

現行の健康保険証を 残してください

請願署名

請願趣旨

年 月 日

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一本化はただちにやめて、現行の健康保険証を残してください。

請願事項

一、現行の健康保険証を残してください

※氏名・住所の欄に「同上」「//」は不可、住所は番地までご記入願います。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的では使用しません。
※鉛筆や「文字が消せるボールペン」でのご記入はご遠慮ください。

私のひとこと

<取り扱い団体>

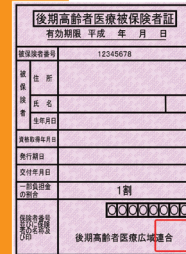
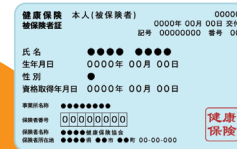
日本医療労働組合連合会（医労連） 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館 03-3875-5871

中央社保協・医団連（保団連・民医連・医療福祉生協連・新医協・医労連）

12月2日
新規発行停止

どうなる？

保険証



疑問にお答えします **日本共産党**

Q₁

12月2日から健康保険証の新規発行が停止されると聞きました。マイナ保険証がなければ受診できないのですか？

回答は次のページを 裏面の署名（日本共産党も参加する中央社 にもご協力ください）

東京
民報

署名の送付先は、〒170-0004 豊島区北大塚1-33-26 日本共産党東京都委員会までお願いします。
ご連絡・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590 発行/東京民報社（港区芝1-4-9 平和会館5階）
2024年11・12月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。 1965年11月12日第三種郵便物認可

A 今の保険証が12月1日以降も有効期限まで使えます。

すぐにマイナ保険証をつくらなくても大丈夫です。

国保の人

来年7月末まで
今の保険証が使えます



※自治体によって異なります
※住所が変わらない限り

後期高齢者の人

来年7月末まで
今の保険証が使えます



※住所が変わらない限り

社会保険の人

来年12月1日まで
今の保険証が使えます



※協会けんぽなどに加入の方
※住所が変わらない限り

Q₂ 今の保険証の有効期限が切れたら？

A 「資格確認書」で受診できます。

マイナ保険証がない人には、「資格確認書」が申請なしで届きます。資格確認書は、右の写真のように今の保険証と形も記載内容もほぼ同じです（プラスチックや紙のカード）。



※協会けんぽにおいて発行する資格確認書のイメージ
協会けんぽのホームページより

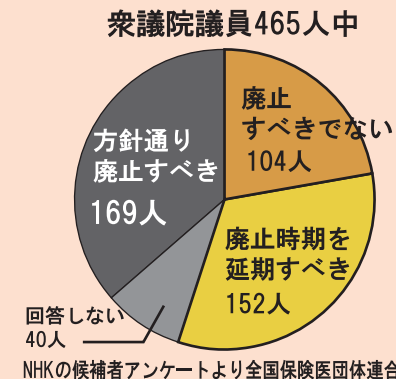
Q₃ マイナ保険証にはどんな課題がありますか？

A 7割の医療機関でトラブルが発生

全国保険医団体連合会が約1万3千の医療機関から集めたアンケートでは7割で、名前が識別できなかったり、認証エラーが発生したりなどトラブルが発生しています。マイナ保険証の利用率は最新の厚労省の発表でも約15%（今年10月時点）に止まっています。そもそもマイナンバーカードをつくるか、マイナ保険証として使うかは任意です。マイナンバーカードの取得を事実上強制するために、保険証を廃止することは許されません。

Q₄ 保険証を存続させられないのですか？

A 「新しい国会」で動かしましょう。



先の総選挙の当選者の過半数が「廃止すべきでない」「廃止時期を延期すべき」との立場です（左グラフ）。世論が押しています。国会をさらに動かし、存続させましょう。日本共産党も頑張ります。